

平成30年7月10日

〒171-0052

東京都豊島区南長崎 1-9-6-1F

株式会社アカツキ

代表取締役 小林孝至 殿

〒260-0013

千葉市中央区中央4丁目13番10号

千葉県教育会館5階 千葉県生活協同組合連合会内  
特定非営利活動法人消費者市民サポートちば

理事長 拝師徳彦



## 申入書

当法人は、貴社が行う中古品買取り業務のHP上の広告（以下、「本件広告」といいます。）の内容について、消費者の権利保護の観点から調査・検討し、平成30年4月4日付「お問い合わせ」にて、各事項にかかる貴社の見解を照会させていただきました。

これに対し、平成30年4月30日付で、貴社より「回答状」をいただいております。

そこで、当法人において、貴社からの回答を踏まえ、再度検討いたしました。

貴社が、当法人の問い合わせを受け、問題のあると思われる記載を一部自主的にHPから削除頂いたことにつきましては、当法人の問い合わせの趣旨をご理解頂いた上で対応と考え、感謝しております。

しかし、消費者の権利保護の観点から、問題があると思料されます記載が未だ残っておりますので、下記のとおり申し入れをいたします。

なお、今回の申し入れは、特に問題があるものと判断した事項のみを対象とするものであり、その他の記載内容について、当団体が、問題がないと認めたものではないことを念のため申し添えます。問題があると思慮しております点につきましては、追加で申入れをさせていただく予定であります。

つきましては、本申入書に対する貴社の具体的な対応を、平成30年7月23日（月）までに、当法人までご回答くださいますようお願いいたします。

なお、本申入書、貴社からの回答の有無及び回答の内容は、法人の活動目的のため、原則として、当法人のホームページ（<http://sapochiba.com>）において公表させていただきますので、その旨ご承知おきください。

また、今回の申し入れに対し適切に対応いただけない場合は、他の適格消費者団体に対する情報提供を行うことも併せて申し添えます。

記

### 第1 申入れの趣旨

「業界最速レベルのスピード査定！」との記載を削除してください。

## 第2 申入れの理由

### 1 景表法における優良誤認表示について

不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景表法」といいます。）5条は、自己の供給する商品又は役務の内容や取引条件等について、一般消費者に対し、実際のもの又は競争事業者のものよりも、著しく優良であると示す（同条1号。以下、「優良誤認表示」といいます。）又は著しく有利であると一般消費者に誤認される表示（同条2号。以下、「有利誤認表示」といいます。）を禁止しております。

### 2 貴社の「業界最速レベルのスピード査定！」が優良誤認表示にあたること

貴社のHP上の「業界最速レベルのスピード査定！」との記載は、いわゆる「比較広告」にあたると考えられます。消費者庁『比較広告に関する景品表法上の考え方』（平成28年4月1日改正、以下「ガイドライン」と言います。）によれば、景表法5条の趣旨に鑑み、適正な比較広告の要件の一つとして、「比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること」を挙げております。

貴社HPの記載を見る限り、貴社の査定が「業界最速レベル」であるとか、貴社だけが「最速レベルの査定を行う技術」を保有しているなどと客観的に実証する情報は記載されておりません。

したがって、「業界最速レベルのスピード査定！」との記載につきましては、優良誤認表示として、景表法5条1号の不当表示に該当するものといえますので、速やかにHP上から削除してください。

また、貴社の回答によれば、貴社の行う「業界最速レベルのスピード査定！」は、実際の査定（買取金額）に「準じた金額」を知らせるもので、実際の買取金額と異なることがあるとのことです。現実の買取金額を告知できないにもかかわらず、「査定」と記載することも、貴社の査定が優良であるかのように表示することに他なりません。

よって、かかる意味からも、同記載は優良誤認表示にあたり削除されるべきです。

以上